

神奈川県国民健康保険運営方針の 見直しについて

令和2年8月31日

神奈川県健康医療局
保健医療部医療保険課

1 神奈川県国民健康保険運営方針の見直しについて

1 基本的な事項

- 策定の目的：県・市町村とともに行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに県内市町村の国保事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、県内の国保事業の運営に関する方針を定める。
- 根拠：国民健康保険法第82条の2
- 対象期間：平成30年4月～令和2年3月

2 国保運営方針見直し

- 平成29年9月に国民健康保険法に基づき策定した「神奈川県国民健康保険運営方針（平成30年度～令和2年度）」について、対象期間が満了することから、必要な見直しを行い、新たな方針を策定する。

3 見直しにあたってのこれまでの経緯

- 市町村との協議
 - ・ 令和元年度県・市町村等国保協議会において、見直しに係る方針を協議（10回開催）
 - ・ 国保法に基づく市町村への意見聴取を実施（R2年7月）
- 国からの助言
 - ・ 都道府県国民健康保険運営方針策定要領（令和2年度改定）の提示（R2年5月）

2 神奈川県国民健康保険運営方針の見直しにあたってのポイント

平成30年度改革が現在概ね順調に実施されていることを踏まえ、引き続き財政運営の安定化を図りつつ、更なる事業の広域化や効率化の推進を図るとともに、市町村における一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入等の削減・解消や将来的な保険料水準の統一、県による市町村の保健事業及び医療費適正化等取組支援の強化などの新たな課題に対応するため、必要な見直しを行い、新たな本方針を策定する。

これまでの取組と成果

(法定外繰入金の解消に向けた取組)

- 決算補填等目的の法定外繰入を行う要因の分析・解消検討
 - ・ 全ての該当市町村が決算解消補填等の目的の法定外繰入を行う要因の分析等を行い、削減・解消計画を策定
 - ・ 決算補填等を目的とした法定外繰入額は、H30年度決算で69億円減（H29年度：242億円 → H30年度：173億円）

(都道府県内保険料水準の統一に向けた取組)

- 統一保険料水準を検討するための環境整備
 - ・ 一人当たり決算補填等目的の法定外繰入金の市町村差
H29年度：32,411円 → H30年度：18,517円
 - ・ 保険料税収納率（現年度）の市町村差
H29年度：7.49ポイント→H30年度：7.07ポイント
 - ・ 年齢調整後の医療費指数の市町村差
H28年度：1.3倍 → H29年度：1.3倍

(保健事業や糖尿病対策を始めとする医療費適正化等の取組強化)

- 保険者努力支援制度等インセンティブ強化による市町村の取組強化
 - ・ 特定健診等実施率向上に向けた県・市町村の取組の促進
 - ・ 後発医薬品の使用促進の取組
 - ・ 糖尿病対策の取組（保険者努力支援得点獲得）
H30年度21市町村 → R2年度33市町村

見直しにあたっての主なポイント

(法定外繰入金の解消を含めた財政運営の健全化)

- 決算補填等目的の法定外繰入金の**解消期限を原則として令和5年度**とし、対象市町村においては段階的な解消に向けた実行的・具体的な手段を明記した計画を策定し、計画に沿って解消に努める。
- 県は解消に努めているか進捗状況を把握しながら、県全体の国保財政の安定化を図っていく。

(都道府県内保険料水準の統一)

- 保険料水準の統一について、**将来的に目指すことを明記し、本方針期間内（令和3年度～令和5年度）において、次の3点について協議**を行う。

- ・ 受益（医療費水準）と負担（保険料）の見える化を推進する中で、「保険料水準の統一」をどのように定義していくか。
- ・ 「保険料水準の統一化」とするための前提条件（医療費水準や収納率などの格差解消等）をどう考えるか。
- ・ 「保険料水準の統一化」に向けた具体的な取組とロードマップ。

(保健事業や糖尿病対策を始めとする医療費適正化等の取組強化)

- 保険者努力支援制度の抜本的な強化（R2年度）等を踏まえ、**県は市町村における特定健診・特定保健指導を支援するための取組を強化するとともに、神奈川県糖尿病対策推進プログラムに基づく糖尿病対策の取組の推進を強化**する。

3 今後の予定

今後の予定

9月～11月：県国保運営協議会にて案を議論

12月：県議会定例会に案を報告

12月：県国保運営協議会へ諮問・答申

12月末：国保運営方針の策定・公表

令和3年1月：令和3年度国保事業費納付金額を市町村に通知